

| 「土佐市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要 | |
|---|--|
| 適用地区 | 土佐市旭町・東郷地区計画 |
| 建築物の用途の制限 | <p>建築することができる建築物</p> <p>(1)住宅、共同住宅 又は 寄宿舍</p> <p>(2)物品販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>(3)理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(4)自家販売のための食品製造業を営むパン屋、菓子屋その他これらに類するもの</p> <p>(5)農業関連施設、漁業関連施設、漁船・自動車修理工場その他これらに類するもの</p> <p>(6)事務所</p> <p>(7)診療所</p> <p>(8)巡査派出所及び公衆電話所</p> <p>(9)前各号の建築物に附属するもの</p> |
| 塀、垣又は柵の構造の制限 | <p>道路及び通路に面する塀、垣又は柵の構造</p> <p>(1)塀を設ける場合は、*組積造によるものは設けてはならない。</p> <p>(2)垣又は柵を設ける場合は、生け垣又は不燃材料によるフェンス（基礎部はコンクリートブロック不可）とする。</p> <p>*組積造…ブロックなどを積み上げて組み上げていく工法のこと。</p> |
| <p>建築物の用途の制限</p> <p>塀、垣又は柵の構造の制限</p> <p>イメージ図</p> | <p>地区計画区域</p> <p>塀、垣又は柵の構造制限</p> <p>構造制限あり 構造制限なし</p> <p>建築物の用途制限</p> <p>用途制限あり (①・②・③) 用途制限なし (④)</p> <p>①、③：敷地全体が区域内 ②：敷地の過半が区域内 ④：敷地の過半が区域外</p> |